独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程等の一部改正に ついて

#### Ⅰ. 独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程の一部改正の概要

## 1. 事業実施主体の公募方式の導入

事業実施主体の選定に当たり、新たに公募方式を導入する補助事業があることを踏まえ、 審査基準としての事業実施主体が具備すべき要件に、「理事長が別に定める委員会において審査し、選定された者であること」を追加規定した。

# 2. 資金の流れ等についての情報公開の推進

資金の流れ等に係る透明性の確保等を図る観点から、新たに次の事項をホームページに おいて公表することを規定した。

- ① 事業実施主体から補助を受けた者の団体名、金額及び実施時期
- ② 生産者等に支給された補助金の事業別・地域別の総額
- ③ 機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況及び今後の使用見込み
- ④ 事業実施主体を経由して機構から間接的な交付を受けた補助金による基金の保有状況及び今後の使用見込み

## 3. 緊急需給調整推進事業の採択基準

野菜農業振興事業のうち緊急需給調整推進事業の採択に際しては、新たにコスト分析手法を導入することを規定した。

#### 4. 蚕糸業振興事業の削除

蚕糸関係事業については、今中期目標期間終了時に廃止される予定であることから、本 規程に記載されている蚕糸振興事業に係る部分を削除した。

#### 5. 担当部署名の変更

機構内の組織見直しに伴い、担当部署名を変更した。

#### Ⅱ、補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則の一部改正の概要

評価の実施に必要な別紙様式の注書きについて、蚕糸関係事業に係る部分を削除するとと もに、Iの3を踏まえ、補助事業の評価表(ソフト事業用)の対象として野菜関係事業を 追加した。

# Ⅲ. 補助事業に関する第三者委員会設置要領の一部改正の概要

蚕糸関係事業に係る部分を削除した。